

第44回産業統計部会議事録

1 日 時 平成25年11月11日（月）9:56～10:45

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 特別第3会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 野呂順一

（専門委員） 相本伸幸、田井宏介、寺門雅史

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都

（調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室：稲本室長ほか

（事務局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 造船造機統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻より少し早いのですが、今日御出席の方はほぼ全員おそろいということですので、第44回目になります「産業統計部会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、川崎委員は御欠席と伺っております。

今日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

造船造機に関する2回目の部会ということで、今回は前回の部会でお配りした資料3ですけれども、「審査メモ」の各論点について審議を行っていただいて「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における私的事項への対応状況」及び「4 オンライン調査への対応」について、おおむね適当と判断をさせていただきました。

また、「1 造船造機統計調査の変更について」の「（2）集計事項の変更」と「2 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応」については、委員からの御意見が出されたほか、検討がまだ済んでいないという点が幾つかございましたので、今日はまず前回の宿題に答えていただくところから始めまして、答申案について御審議いただければと思います。

前回の部会の詳細に関しましては、お手元に「第43回産業統計部会結果概要」というものがございますので、そちらを御覧いただければと思います。

それでは、今述べましたとおり、本日は委員からの御意見に対する回答と、経済センサスー活動調査が先般行われたわけですが、その名簿との突合結果について、調査実施者である国土交通省の方から、御説明いただく予定です。その後、前回の部会の審議を踏まえ、事務局と私とで相談した答申案というものを御用意いたしましたので、そちらを

御審議いただきたいと思っております。

本日の部会は、12時までを予定しておりますけれども、時間をオーバーするということもございますので、その場合には、御予定のある委員の方におかれましては御退席いただいて結構です。

まず初めに、本日の配布資料について事務局の方から御説明をお願いいたします。

○宮澤総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 それでは、配布資料について説明させていただきます。

本日新たにお配りしております資料は、お手元にごございます資料1と資料2の2種類になります。

資料1は、先ほど部会長からも御説明がありましたとおり、委員からの御意見に対する国土交通省の回答と「2 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応」での経済センサスー活動調査の名簿との照合結果が前はまだ終わっていなかったということもありまして、それにつきまして国土交通省が作成されました資料になります。

資料2は、前回部会審議を踏まえた答申案となっております。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りした資料を使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、第2回目の部会の審議に入らせていただきます。

まず、前回の部会において、川崎委員から御意見があった点なのですけれども、集計の項目が細くなることによって、個体特定化の可能性というものが高くなる、そのことについて、報告者との関係で問題がないかどうかという質問があったわけなのですけれども、それに関して国土交通省の方から御回答をよろしくお願いいたします。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室室長 それでは、その件につきまして回答いたします。

前回の部会でも発言しているとおりでございますが、造船調査におきましては、従来から報告者の御理解をいただいております、起工からしゅん工に係る実績が1隻及び2隻であっても秘匿処理は行わず公表してきたところでございます。

先日、川崎委員からの御意見がございまして、改めて業界の方に確認をさせていただきました。その結果につきましては前回と回答は同じでございますが、各事業所には、これまでも御理解を頂いており、今後も御理解を頂けるということを伺っております。

したがって、今般新たに受注が加わりまして、受注船価を公表されるのは困るというのは前回から申し上げているとおりでございますが、そのほかの隻数とかトン数につきましては、公表実績が1隻、2隻であっても特に影響はないということを再度確認しております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御回答に関して御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

前回の席で多分問題なからうという予想であったわけですがけれども、念には念を入れてということで業界団体にヒアリングをしていただいて、確かに受注を入れて、なおかつ詳細に表章したとしても、報告者の側にとっては特に不利益はないということであったというまとめですがけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、前回の質問に関しては、問題なしということで部会としても適当と判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、2番目の宿題ということになりますけれども、こちらは寺門専門委員からの御意見について、調査実施者の方から、答弁漏れというかきちんとした回答がなかったかに思える点だったので、これに関しましても、調査実施者の方から御回答をよろしくお願いたします。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室室長 それでは、寺門専門委員からの御意見について、受注者と発注者の関係の答弁が漏れていたということでしたので回答させていただきます。

こちらにつきましても、複数の事業者を確認を致しました。その結果、受注実績の報告につきましては、契約が済んだ段階であれば、こちらも船価は困るという話は既に説明したとおりでございますが、船価以外の項目につきましては、発注者との関係においても問題はなく、また、船舶の製造に当たりましては、発注者との意思の疎通は十分行っているとの回答が得られておりますので、こちらにつきましても問題はないと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の御回答に関して、寺門専門委員はいかがでしょう。

○寺門専門委員 ここにお配りいただいているとおりでございますので了解いたします。

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに何か今の点に関して御意見等ございますか。

それでは、今の御回答と寺門専門委員からの「了解した。」という回答をもって、この点に関しても、部会においては適切であると判断したとさせていただきます。

続きまして、前回お配りした「審査メモ」の2ページ目の2のところになるのですがけれども「2 前回(平成21年)調査における今後の課題への対応」についてというところで、調査対象の把握方法の妥当性の検証として、経済センサスー活動調査の名簿との照合をするようにという課題が出されていたのですがけれども、この点に関しまして、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室室長 それでは、経済センサスー活動調査との突合につきまして御回答させていただきます。

事業所母集団データベース及び経済センサスー活動調査の中から、船用機関の製造に関

係を有すると思われる31の産業がございますが、これについての調査票情報の提供を受けまして、当該31産業に属する約38万事業所につきまして、造機調査対象事業所とのマッチングを行いました。

この結果、事業所母集団データベースの産業分類は主産業をベースにしたものですが、船用機関の製造業を営む事業所では、船用機関の製造以外の事業を兼業している事業所が、要は船用機関の製造を副産業として位置付けることもございますので、経済センサスー活動調査の調査票情報を用いまして、製造品の名簿、要は品目の方から選定しようとしたものでございます。

この結果は、船用機関として分類されている製品を製造している事業所の選定というのは容易にできるのですが、例えば「ボイラ」とか「プロペラ」等につきましては、船で使っているのかそのほかで使っているのかというのが、6桁の商品分類から判別することが困難でございました。

したがって、38万事業所のうち、副産業として製造を行う者を正確に把握することは困難でありました。これが1つの結果でございます。

副産業として船用機関の製造業を営む事業所の把握が困難であったため、活動調査におきまして産業分類の細分類、これは「3134 船用機関製造業」でございますが、こちらの事業所につきまして詳細にマッチングを行いました。その結果、抽出された320件の事業所のうち275件は造機の調査対象事業所とマッチングしたのですが、45の対象となっていない事業所が存在しておりました。

この45の事業所につきまして地方運輸局を經由して確認を行いました。この結果、船用機関の製造に付随する事業、例えばヨットなどの小さい船舶の製造とか、船用機関の設計とか販売、また艀装品の製造、船舶の配管の工事、これらがその事業所に含まれていることが分かりました。

また、これに加えまして、活動調査の対象時期が平成23年ということで、今回、我々が対象にしています造機の対象を把握している時期が、報告書では24年ということで1年の相違がございます。

このため、常用雇用者数、これは10人で裾切りしているのですが、これの変動があり、また、会社自体が統合や廃業などを行いまして、最新の我々がお示ししています事業所の数と、経済センサスの数が違うということも確認できております。

したがって、主産業で製造を行っている事業所は網羅されていることが確認できております。

なお、先ほど副産業の事業所としては把握が困難だったということをお示ししましたが、全38万事業所の中には、我々が調査対象としています造機調査対象事業所が547事業所含まれており、そのうち272の事業所が副産業事業者ということになります。

副産業として船用機関の製造業を営む事業所を正確に把握することは困難であるとしても、全産業の中には副産業として船用機関の製造を行っている事業所も網羅されており、

かつ、造機調査の対象事業所として選定されているものと考えているところでございます。

以上のことから、船用機関の製造業を営む者につきましては、法令に基づく報告を基にした把握方法が妥当であると我々は考えておりますが、必要に応じまして、今後、活動調査の結果も参照しつつ、適切な調査対象事業所の把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

原則というか、活動の方で調査対象を選ぶというのは非常に難しいところではあるのですが、今の御回答では、活動に注目して経済センサスとのマッチングを行ったところ、少なくとも、手元の名簿にはなくて経済センサスの方に載っているという事業者さんはありませんでした。

だから、できる限りの手を打った上で、恐らく名簿の漏れというのはないと解釈できるという御回答と受け取ってよろしいですね。ありがとうございます。

何か今の御回答に関しまして、御意見等はございますでしょうか。

もしなければ、現状で打てる最善の手を尽くされているということですので、これに関しても、現在の名簿の整備、今後も経済センサスとの照合を繰り返しながら、名簿に漏れないような努力を続けていただくということで、適当と判断をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それから、事務局の方から御連絡したい点があるということですので、よろしく願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、事務局から1点、オンラインにつきまして御案内いたします。

先般の部会におきまして、オンライン調査につきましては、御案内のとおり、川崎委員からは調査の現場の声、出席いただいた専門委員の方からは、いわゆる業界の実態等々を踏まえて御意見を頂いて、特段、推進という積極的な結論には至らなかったかと思っております。

ただ、事務局として心配しているのは、片方で今年6月の閣議決定で推進ということが言われている。本部会の親会である統計委員会でも、次期基本計画のテーマとして、オンラインの推進というものが入る見込みであるということ踏まえると、恐らく部会のメッセージとして、現状のままでいいとも受け取られるのはいかがなものかというところがありまして、これは推進を妨げるという趣旨での結論ではなかったと理解しておりますので、その点につきまして、国土交通省に意見を投げさせていただきました。

その結果、国土交通省としては、今回のオンライン閣議決定を踏まえてお考えがあるということでしたので、この場でもう一度御説明いただくことにしてはいかがかということで、西郷部会長と御相談しまして御説明いただくことになっております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、国土交通省の御説明をよろしくお願ひいたします。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室室長 オンラインの関係につきましては、先般の部会でもお話しさせていただいたとおり、現在でもリーフレットを配り、ホームページでの周知も図っているところでございますが、より一層の利用率の向上を図るために、現状の周知方法を当然継続するとともに、今後は地方運輸局等を通じまして、地方運輸局と報告者の会議等の場を利用いたしまして、更なる周知を図るということで、今後も周知の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

前回の部会では、余り無理にオンライン化を進める必要はないという結論というか、御意見があったわけですが、その一方で、それを阻害する結論というものでも同時にはなかったということです。もしオンライン調査に協力していただける事業者さんがあれば、それはもちろんウェルカムということになりますし、今後も国土交通省の方では、オンラインを利用した回答が増える努力をしていただくということで、今、御回答があったとおりなのですが、何か今の点に関しまして御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、オンラインに関しても閣議決定に沿う形で適切な努力をしていただくという結論にしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、前回の部会における宿題に関しましては、今までの御回答で全て決着したという格好になりましたので、今日の大きな主題である答申案に関しまして、審議をさせていただきたいと思ひます。

まず、答申案そのものに関しまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、事務局から御説明いたします。

資料2をお手元に御準備いただきたいと思ひます。

「諮問第59号 造船造機統計調査の変更について（諮問）」の答申ということでございまして、これはいつもの形の表題の付け方になってございます。まだ決定しておりませんので、（案）という形でございます。

まず、大きな構成を説明しますと、「記」以下は4つの柱立てをさせていただいております。

1 ページの「1 本調査計画の変更」につきまして審議した結果の部分でございます。

1枚おめぐりいただきまして裏ページでございますが、2ページの2の部分は「諮問第10号の答申」ということで前回の答申の課題に対する対応状況についての部分、3ページに「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」に関する部分、「4 今後の課題」という形にさせていただいております。

これはあくまで本日及び前回の部会を踏まえて、部会長と御相談して作らせていただいたものと御理解いただければと思ひます。

中身に入らせていただきます。

表題の「本委員会は」のところは答申するというので、これは本委員会を、審議を付託された部会として、こういう形にしているということを明言したものでございます。

「記」以下でございます。

「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」、国土交通省からの申請につきまして審査した結果につきましては、統計法第10条各号の各要件のいずれにも適合していると認められるということから、「変更を承認して差し支えない。」としております。

非常に回りくどい言い方にさせていただいておりますが、これは今回の部会で審議した範囲において、そこは承認しても問題ないという趣旨でございます。これは基本的、定型的な言い方となっております。

「(2) 理由等」でございますが、順に申し上げます。

まず「ア 報告を求める事項の変更」の「(ア) 変更事項1 (調査項目の追加)」ですけれども、第1パラグラフで今回の国土交通省の変更計画の趣旨及び内容を書かせていただきました。部会で審議しました結果については、以下の第2パラグラフで説明させていただいております。

理由は4つございまして、我が国造船業が熾烈な国際競争を勝ち抜くために、国土交通省は積極的に施策を打とうとされている、それに資するということが認められたこと、これは前回部会でも御発言があったとおり、利用者である業界団体、ユーザーの方からも有益な変更であるという御発言があったこと、把握する場合に事業者側から協力が得られるかどうかにつきましては、把握は可能であり、報告者負担もそれほど大きくはないということが確認できましたので、適当であるということにさせていただいております。

続きまして「(イ) 変更事項2 (調査項目の削除)」でございますが、同様に、第1パラグラフで国土交通省の計画の中身を書かせていただいておりますが、これはひとえに報告者負担が軽減される、使わないものは一応取る必要がないだろうというのが部会の総意ですので、そういうことを淡々と書かせていただいております。

続きまして「イ 集計事項の変更」でございます。

まず「(ア) 変更事項1 (集計事項の追加)」でございます。

2ページ目にわたりますが、同じく第1パラグラフについて、受注を取ることによって隻数、トン数を追加するというので必然的な集計の追加でございます。

これにつきましては、第2パラグラフのところですが、施策の活用に必要なということが、国土交通省として受注を取ることと併せて論証されましたので、そのことを書かせていただいて、適当とさせていただいております。

続きまして「(イ) 変更事項2 (集計事項の詳細化)」でございます。

この部分につきましては、第1パラグラフで、詳細化する必要性を国土交通省の言葉で若干詳しく目に書かせていただいております。

これにつきましては、本部会の結果についてですけれども「これについては」以下で書か

せていただきました。取り合えずここは「P」とさせていただきますのは、本日の部会で若干追加説明がなされる以前のものですので「P」とさせていただきます。

理由は、一つにはやはり変更事項を詳細化することによって、集計区分によっては、より報告者数が僅少となって分かりやすくなってしまおうという懸念が部会の審議で出ておりました。当該懸念につきましては、本日もございましたとおり、公表を行うことについて報告者の理解を得られているということ、報告者の負担が追加的に増加するものではない、利用者にとっての有用性というのはやはり高いということで、これにつきましても適当ということ結論とさせていただきます。

続きまして、柱立て2の前回答申に対する課題の部分でございます。

これについて「(1) 本調査のうち造機調査における調査対象の把握方法の妥当性」でございますが、これは(1)の第1パラグラフの部分で同じく前回の答申事項を書かせていただきました。第2パラグラフで「この指摘事項について」ということで、国土交通省から今回説明された検討内容を①と②で書かせていただきまして、それは第3パラグラフです。第4パラグラフで、確認できたかどうかで適当とするという形にしております。

中身を若干説明しますと、①の部分は前回の部会でも特に説明があつて異論がなかったところと思います。

②につきましては、本日の部会につきまして、再度照会し、確認をしていただいた結果、部会長の結論付けのとおり、漏れは確認できなかったということで、御承認頂いたところでございます。

したがいまして、以上を併せて把握漏れがないということが確認されましたので、適当ということにさせていただきます。

続きまして「(2) 本調査のうち造機調査における調査対象の基準の妥当性」でございます。これは前回の部会において、国土交通省から2つの点で説明がございました。

第2パラグラフの①でございますが「現行の調査対象について、製造高及び修繕高ともに9割以上を捕捉している」ということから、対象の拡大の必要性はないということです。

②としまして、逆に現行より狭めてしまうと、製造高の捕捉率は高いままだとしても、修繕高の捕捉率が落ちてしまうとのことで、統計調査の精度という意味で問題があるという御指摘でありました。

これにつきましては、前回部会で議論していただきました結果、「統計需要及び報告者負担の観点から、現行の調査対象範囲が必要十分であるとする国土交通省の説明には一定の合理性がある。」ということをお認めいただいたと理解しておりまして、適当であるとさせていただきます。

続きまして「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」でございます。

これにつきましては、現在の基本計画上、4省の6統計調査を統計調査ではなくて統計として1つに統合するというテーマに対してその方向性を議論した結果、定義及び概念

等々を取りあえず合わせるということになった次第でございます。それについては、今年24年の施行状況報告においても確認されているところでございます。

したがって、①、②のところでは本委員会においてどういう結論がなされたかということについて、書かせていただいております。

その結果を踏まえて、次の3ページの一番下でございますが「検討会議了解」ということにつきまして、国土交通省の対応を審議させていただいた。その結果が4ページのi、ii、iiiで書かせていただいております。

造船調査では、『しゅん工』を『生産』として表章する。造機調査では、『製造高』を『生産』、『在庫高』を『在庫』として表章する。最後に、調査事項に該当するものがない点、用語や定義が異なる点については、それぞれ注釈できちんと説明し、紛れのないようにされるという御説明がございました。

これにつきましては、基本的に基本計画及びその指摘を踏まえた検討会議了解に沿ったものということについて、御了解いただけたものとして適当であるとさせていただいております。

最後の「4 今後の課題」でございますが、前回の部会及び本日の部会におきましては、取り合えず明確な今後の課題というものは確認できなかったものと考えております。

そういう意味で、取り合えず「P」にさせていただいておりますが、事務局ベースでは、このところは特段ないのかなということで、こういう形にさせていただいております。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ところどころ、今もあったように「P」というものが出てくるのですけれども、これはペンディングの頭文字なのだそうで、この答申案自体は、本来であれば、全ての審議を踏まえた上で書かれるべきものなのですが、時間の関係もございまして、今日の部会に先立って作成されたというところがございまして、まだ部会で決着がついていないところ、あるいはなかったところというのが「P」と書かれていると御理解ください。

それでは、この資料2の答申案に基づきまして、この答申案が適切であるかということ、一つ一つの事項について審議してまいりたいと思います。

構成は先ほど御説明がありましたけれども「1 本調査計画の変更」というものがございまして、次のページに、2として「今後の課題等への対応」というものが書かれておりまして、2番目がいわゆる調査個別の宿題、3番目が公的統計全体に関する宿題ということで、それぞれきちんとそれに対応が適切になされているかどうかということが書かれていまして、最後の4番目のところで、もしあれば「今後の課題」というものをここで記すとなっております。

1ページ目の方に戻っていただきまして、まずは「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」ということで、どういうときに適当と言って、どういうときに承認して差し支えないと表現するのかというのは、少し難しいところがあるのですけれども、(1)の

結論に関しましては、今までの議論を踏まえて、国土交通省の方から出された変更について適当であるという判断をしているという部分です。

この（１）に関しては、その下に書いてあります「（２）理由等」を勘案した上で、適当と判断、あるいは変更を承認して差し支えないと判断するということになろうかと思えますけれども、大きく部会の審議と結論が違っているということであれば、今、御指摘いただきたいと思いますが、何かございますか。

もし特になければ、この（１）に関しては「（２）理由等」というところを見た上で、また戻って決着したいと思えます。

それでは、「（２）理由等」のところの「ア 報告を求める事項の変更」ということで、（ア）と（イ）と２点ございますけれども、まず、（ア）の受注に関する部分、今回の一番大きな変更点ですけれども、今まで取られていなかった受注を、市況等の状況に鑑みて新たに捉えられるようにするということですが、これに関しては、部会の議論を踏まえた結果、適当であると判断させていただいておりますけれども、その理由と適当であるという判断に関して、何か問題点等ございましたら、御指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

もし、特段の御意見がないということであれば、答申案に書かれているとおりで、適切な表現になっていると判断をさせていただきます。

次に「（イ）変更事項２（調査項目の削除）」、追加に対して削除ということですが、これは「主機関」というものを今まで捉えて表章していた、統計表のレイアウトの中にそれを含めていたということなのですけれども、それを今回削除する、これはおおむねどこかが追加されるとどこかが削除されるということで、報告者の負担ということも考えて多くの場合には追加される項目がある一方で、削除される項目もあるということなのですけれども、その削除に伴って利用者の側で不便が生じないかということが焦点であったわけなのですが、部会の審議では「主機関」というものが削除されたとしてもユーザーの方での不便というのはそれほど大きくはないという結論でありましたが、この答申案の書き方で部会の審議を踏まえているかどうかということについて、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

もしなければ、この「主機関」を削除するということに関しては、部会全体として適当と判断いたしましたので、その答申案についてもこの表現で適切と判断をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして「イ 集計事項の変更」というところですが、（ア）と（イ）と２つございます。

まず（ア）の方は、先ほど決まりました、受注を追加することについて適当と表現したわけですが、調査項目が増えたことに対応する集計項目の変更ということで、追加ということになりますけれども、受注の隻数と受注トン数を追加する。これに関しては、調査事項の追加に伴う変更であるので、適当と判断をしておりますけれども、このような

表現でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、2ページ目の「(イ) 変更事項2 (集計事項の詳細化)」は、本日宿題として国土交通省の方から御回答いただいたところなのですが、集計区分を細かくする、特に受注が入るところで個体が特定化されやすくなる、それを表章するという点について報告者の了解が得られているのだろうかという質問が先ほどございまして、それに関しては、報告者の方もそれを承知の上で回答しているということが再度確認できたということで、提案のとおり適当であろうと結論しているわけなのですが、「P」と書かれています。本日の議論を踏まえた上でも、このような表現で適切であるかどうかということをお判断いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは「(イ) 変更事項2 (集計事項の詳細化)」というところに関しても、答申案で適切と判断をさせていただきます。

続きまして、今度は2番のところなのですが、諮問第10号の答申について今後の課題というものが出されていたわけなのですが、それへの対応で、まずは「(1) 本調査のうち造機調査における調査対象の把握方法の妥当性」ということで、これも本日の御回答に関連する部分でしたので、一部「P」となっておりますけれども、結論だけ申し上げれば、造船造機の造機の部分は、アクティビティー、活動で調査対象を把握している、少し調査対象の捕捉が難しいという面があるのですが、それに漏れないかどうかということを経済センサスー活動調査を利用して確認するよというのが前回の宿題で、それに関しては、少なくとも今回のチェックで漏れは確認できなかったもので、今、考えられる最善の手が打たれているということですので、調査漏れはないという結論、つまり、今の調査対象名簿の作成の仕方適切であるという判断とさせていただきますけれども、これに関して何かございますか。よろしいですか。

それでは、この(1)に関しても適切と判断をさせていただきます。

次に、3ページ目の(2)に関してなのですが、これはいわゆる裾切りと呼ばれている、調査対象の選定の際に、従業者規模によって一部調査対象に含めないところが出てくるという判断に関してなのですが、これは前回既に決着している部分で、従業者数が10人以上であるという基準が捕捉範囲、この調査の目的からして適切であると判断をしているわけなのですが、これについて、前回決着した部分ではございますが、この答申案の書きぶり等を含めて、何か御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

もしなければ、これは前回決着していることでもございますので、この表現の仕方適切と判断をさせていただきます。ありがとうございます。

3ページ目の「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」ということなのですが、先ほど御説明がありましたが、複数の調査を統合して1つの統計を作るということだったので、いろいろな議論を経た結果、調査はこれ

までと同じように行って、概念、用語の統合を図るということで、造船造機に関しても、そのような対応をとったということで、これも前回、一応議論して決着している部分ではあるのですけれども、4ページ目の方に書きます、i、ii、iiiとございますが、例えば、「しゅん工」というのを「生産」とする、「製造高」を「生産」として、「在庫高」を「在庫」として表章する、この表章するというのも特別な言葉で、公表される統計表のレイアウトのことを言っている言葉なのですけれども、そういう言葉遣いまで含めて、もし何か御意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

この言葉遣いに関しては、一度決まるとずっとそれで表章され続けるということになりますので、もし何かお気付きの点等がございましたら、また後で事務局の方に御連絡を頂いてもいいと思います。

先ほど、1ページ目の方に戻って「(1)承認の適否」というところですが、今、変更の理由等をつらつらと眺めてきたわけなのですけれども、そういったこれまでの議論を踏まえた変更になっているかということについて、これまでの部会の議論が適切に反映された変更になっていると結論を皆様から頂いておきたいと思いますが、1の「(1)承認の適否」の結論の部分「変更を承認して差し支えない」という結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、行ったり来たりして恐縮ですけれども、4ページ目の「4 今後の課題」ということで、特にこれまでの部会における議論で、今後の課題として書くべきものというのは、余り出てこなかったというのが事務局の判断で、この場で出れば、ここに付け加えるということができるわけなのですけれども、何かこの点は、造船造機の調査に関して、今後の課題として残しておくべきだということがございましたら、今、伺っておきたいと思います。

答申に書く今後の課題というのは、ここに書かれると、今度この調査が産業統計部会で審議されるときには必ず答えなくてはならない宿題ということで、かなり調査実施者の方にとっては重たい宿題ということになりますので、そういう重みというものまで勘案した上で、さはさりながら、是非こういうところを次回までに解決ないしは改良してほしいという課題がございましたら、伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の段階では、今後の課題というのは特に記述しないということになりますが、もし後でどうしてもこれは付け加えておくべきだという課題が思い付いたということであれば、事務局の方に御連絡いただければと思います。

その際には、もしかしたら第3回目の部会というのも視野に入りますし、そうでない場合にも、メールの審議でもって答申案の中にそのような課題を書くかどうか適切であるかという、意見の調整というのをさせていただければと思っております。

それでは、以上をもちまして、答申案に関する審議というのは一応終了したということ

になりますけれども、何か特に全体を通じてございますか。

もしないようでしたら、いつものお願いとなりますけれども、先ほど申し上げましたが、本日の答申案につきまして、もしお気付きの点等がございましたら、非常にショートノーツィスで申し訳ないのですけれども、11月15日の金曜日までに事務局の方にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、今後の部会の開催及び答申案の取扱いにつきまして、事務局から御連絡をよろしくお願いいたします。

○宮澤総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 それでは、今後の部会の開催等について、御説明させていただきます。

今、部会長からお話がありましたとおり、答申案につきましてお気付きの点がありましたら、11月15日、金曜日までにメールや電話等で事務局の方に御連絡をお願いいたします。

また、来週11月22日、金曜日に第70回統計委員会が開催予定であります。こちらの第70回統計委員会の方で、これまで2回行った審議の結果を西郷部会長から御説明いただく予定になっております。

次回の部会は、12月3日、4時半からということで、第1回目の部会と同じ、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催予定とお伝えしておりますが、これにつきましては、本日御欠席の川崎委員を含め、先ほど申しましたとおり、15日までに皆様方から意見を募りまして、そこで何も御意見がなく、かつ22日の統計委員会において、これまで2回の部会審議について報告をさせていただきますが、そこで部会所属委員以外の委員の方から、何か追加審議が必要と思われる御意見がない場合につきましては、次回の部会を開催しない可能性もあります。

次回部会の開催の有無につきましては、西郷部会長と我々事務局とで御相談させていただきまして、22日の統計委員会の後にまた御連絡させていただきます。

なお、部会を開催しない場合につきましては、先ほどの答申案について部会長と御相談の上、今回は特に御意見はなかったようですが、最終案という形でまたメールで一応皆様方の方に送らせていただきまして、御確認の上、12月に予定されております第71回統計委員会において、西郷部会長から御説明していただく予定になっております。

事務局からは以上になります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、造船造機統計調査の変更に係る部会審議につきましては、今、御説明がありましたとおり、これからの統計委員会での報告というものがございますので、余り荒れないことを私も祈っておりますけれども、その審議を経た上で、本日で終了となるという可能性もございますので、一言御挨拶を申し上げます。

今回の部会審議に当たりましては、委員及び専門委員の方に、大変お忙しいところを2回にわたる会議に御協力いただきまして、どうもありがとうございます。部会長として感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

これで今日の部会は終了となります。